

件名	家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例					
主管課	畜産課					
根拠法令等	農業災害補償法					
<p>【改正の概要】</p> <p>農業災害補償法の法律名の改正に伴う一部改正</p> <p>○改正箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条 第1条の規定による手数料の額は、<u>農業保険法</u>（昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。</td> <td>第3条 第1条の規定による手数料の額は、<u>農業災害補償法</u>（昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（背景）</p> <p>農業災害補償法の法律名の変更による所要の改正</p> <p>（1）法律名 （変更前）農業災害補償法→（変更後）農業保険法</p> <p>（2）施行日 平成30年4月1日</p>			改正後	改正前	第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業保険法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。	第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業災害補償法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。
改正後	改正前					
第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業保険法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。	第3条 第1条の規定による手数料の額は、 <u>農業災害補償法</u> （昭和22年法律第185号）の規定による診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算定した額を基準として知事が定める。					
施行日	平成30年4月1日					
【その他参考事項】						